



# 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 安全衛生優良企業公表制度

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正(空家等対策)

## NEWS1. 安全衛生優良企業公表制度

労働者の安全や健康の確保対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を厚労省が認定・公表を行う制度です。働きやすい職場環境づくりのためにこの制度の利用をご検討されては如何でしょうか？

### STEP 1 必要項目を全て満たす

### 認定基準

①

企業の状況として満たしていることが必要な項目

- ・労働安全衛生法等の違反の状況
- ・労働災害発生状況
- ・その他優良企業としてふさわしくない事項

✓ 優良企業にふさわしいかどうか確認します

②

企業の取組として満たしていることが必要な項目

- ・安全衛生体制の状況
- ・安全衛生全般の取組

✓ 基本的な取組ができているか確認します



### STEP 2

評価項目全てを満たした場合の合計点と比して、各取組・対策ごとには、いずれも6割以上・全体としては8割以上を取得する

③

企業の積極的な取組を評価する項目

- ・安全衛生活動を推進するための取組
- ・健康で働きやすい職場環境の整備(健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策)
- ・安全でリスクの少ない職場環境の整備

✓ 積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業



厚労省のホームページへの企業名の公表、認定マークが名刺等に使用でき、優良企業のPRに繋がります。詳しくは下記をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

## NEWS2. (書籍の紹介)

「50代から始める知的生活術」～「人生二毛作の生き方」～ 外山滋比古 著  
186万部突破『思考の整理学』著者、最新刊！91歳にして気力みなぎる「知の巨人」が実践してきた、50代以降の人生を楽しむ知恵とは？40代になったら、「将来の仕事」を考える。賞味期限切れの友情は捨てる。思考を磨く「知的読書法」。いつまでも若々しく、いきいきと毎日を過ごす方法。

「Habit is second nature.」= 習慣は第二の天性である 「生活のリズム」をきっちりと守る習慣で生涯現役を目指しましょう。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## Question

誰も住んでない家を保有しています。  
空家がある土地の固定資産税が上がると聞きましたが、どうなるのでしょうか？

## Answer

保有している空家等が特定空家等の条件に該当することが認められると、当該特定空家等に係る敷地について住宅用地に対する課税標準の特例を受けられなくなり、固定資産税等が3～6倍になる可能性があります。



## 【解説】

## 1 平成27年税制改正

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとする。

## 2 空家等対策の推進に関する特別措置法

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)

「特定空家等」とは、以下の状態にあると認められる「空家等」と定義されている。(2条2項)

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

## 3 住宅用地に対する課税標準の特例

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額

## 根拠条文等

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)  
国土交通省 平成27年度国土交通省税制改正事項

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850